

警察官等けん銃使用及び取扱い規範及び警察官等特殊銃使用及び取扱い規範の一部を改正する規則（平成二十七年国家公安委員会規則第四号）新旧対照条文

警察官等けん銃使用及び取扱い規範（昭和三十七年国家公安委員会規則第七号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（記録票）</p> <p>第二十二條 銃砲刀剣類所持等取締法第二十八條第一項に規定する記録票は、所轄庁のけん銃等の貸与事務担当課の長が作成し、かつ、保存しなければならない。</p> <p>（試射弾丸及び試射薬きよ用の登録）</p> <p>第二十四條 管理責任者は、その管理する拳銃については、試射を行った上、試射弾丸及び試射薬きよ用に別記様式第一号による登録票を付けてその所轄庁の科学捜査研究所（科学捜査についての研究に関する事務を所掌する所属をいう。以下同じ。）に送付し、登録しなければならない。拳銃の銃身等を取り替えたときも、また同様とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項の規定により試射弾丸及び試射薬きよ用の送付を受けたときは、これを科学捜査研究所において登録票とともに整理保管しなければならない。</p> <p>（拳銃の亡失の場合の処置）</p>	<p>（けん銃貸与カード）</p> <p>第二十二條 所轄庁のけん銃等の貸与事務担当課の長は、けん銃ごとに別記様式第一号による「けん銃貸与カード」を二部作成して、定められた事項を記録し、一部はみずから保管し、他の一部は被貸与者の所屬する部署に保管させなければならない。</p> <p>（試射弾丸及び試射薬きよ用の登録）</p> <p>第二十四條 管理責任者は、その管理するけん銃については、試射を行った上、試射弾丸及び試射薬きよ用に別記様式第二号による記録票を付けてその所轄庁の科学捜査研究所（科学捜査についての研究に関する事務を所掌する所属をいう。以下同じ。）に送付し、登録しなければならない。けん銃の銃身等を取り替えたときも、また同様とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項の規定により試射弾丸及び試射薬きよ用の送付を受けたときは、これを科学捜査研究所において記録票とともに整理保管しなければならない。</p> <p>（けん銃等の亡失の場合の処置）</p>

第二十五条 所轄庁の長は、所属の警察官がその管理する拳銃を亡失したときは、当該拳銃の試射弾丸及び試射薬きよつに、別記様式第二号による送付書を添付して、速やかに科学警察研究所長に送付しなければならない。

2 (略)

第二十五条 所轄庁の長は、所属の警察官がその管理するけん銃を亡失したときは、当該けん銃の試射弾丸および試射薬きよつに、別記様式第三号による送付書を添付して、すみやかに科学警察研究所長に送付しなければならない。

2 (略)

(削る。)

様式第1号

(表)

けん銃貸与カード											
番号											
名称	型式			口径		銃身長					
被貸与者				確認印		被貸与者				確認印	
所属	階級	氏名	貸与期間	受領印	返納印	所属	階級	氏名	貸与期間	受領印	返納印
			自 至						自 至		
			自 至						自 至		
			自 至						自 至		
			自 至						自 至		
			自 至						自 至		
摘要											

- (注) 1 確認印欄の受領印は、被貸与者が受領したときにその旨の印を、返納印は、被貸与者から返納を受けたときに被貸与者の返納時の所属部署の管理責任者の印を押すものとする。
2 摘要欄には、年間発射弾数等を記入する。

(削る。)

(裏)	固癖および概要					
	試射弾丸および薬きょうの登録					
	試射年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 月 日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
修理および部品の取換え						
修理年月日	修理箇所および部品名	修理年月日	修理箇所および部品名	修理年月日	修理箇所および部品名	
精密手入れの施行						
施行年月日	管理責任者印	施行年月日	管理責任者印	施行年月日	管理責任者印	
年 月 日		年 月 日		年 月 日		
年 月 日		年 月 日		年 月 日		
年 月 日		年 月 日		年 月 日		
年 月 日		年 月 日		年 月 日		

(注) 修理箇所および部品名欄には、その銃を修理した場合または部品を取りかえた場合にそれぞれ記入すること。

様式第1号

試射弾丸及び 試射薬きょう		登 録 票	
所属名			
拳銃	名称		
	型式		
	口径		
	銃身長		
	番号		
試射年月日		年 月 日	
備考			
7.0cm			

8.0cm

様式第2号

試射弾丸および 試射薬きょう		記 録 票	
所属名			
けん銃	名称		
	型式		
	口径		
	銃身長		
	番号		
試射年月日		年 月 日	
備考			
7.0cm			

8.0cm

様式第2号

試射弾丸及び霰きょう送付書

平成 年 月 日
科学警察研究所長 殿

所轄庁の長 印

送付物件	試射弾丸及び試射霰きょう		各1個	試射年月日	年 月 日	
亡失拳銃	名称	型式	口径	銃身長	番号	亡失弾薬
被貸与者	所属					発
	官職					氏名
						歳
亡失年月日	平成 年 月 日		午後 時 分	から	月 日	午後 時 分
						までの間
亡失の場所						
亡失の状況						
備考						

様式第3号

試射弾丸および霰きょう送付書

平成 年 月 日
科学警察研究所長 殿

所轄庁の長 印

送付物件	試射弾丸および試射霰きょう		各1個	試射年月日	年 月 日	
亡失けん銃	名称	型式	口径	銃身長	番号	亡失弾薬
被貸与者	所属					発
	官職					氏名
						歳
亡失年月日	平成 年 月 日		午後 時 分	ごろ	から	月 日
						午後 時 分
						ごろまでの間
亡失の場所						
亡失の状況						
備考						

改正案	現行
<p>（特殊銃の保管に関するけん銃規範の準用）</p> <p>第十八条 けん銃規範第十八条第一項及び第三項から第五項まで並びに第二十一条から第二十五条までの規定は、特殊銃の保管について準用する。この場合において、けん銃規範第十八条第一項中「命ぜられた部署」とあるのは「指定所属」と、同条第三項中「前項の規定によりけん銃等の保管を命ぜられたときは、その」とあるのは「指定所属に配備された」と、同条第五項中「警察官から保管を依頼されたけん銃等」とあるのは「特殊銃等」と、けん銃規範第二十二条中「所轄庁のけん銃等の貸与事務担当課」とあるのは「警視庁及び道府県警察本部の装備事務担当課」と、けん銃規範第二十三条第一項中「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、同条第二項中「所轄庁の長（長官を除く。）」とあるのは「警察本部長」と、「事故けん銃」とあるのは「事故特殊銃」と、「長官」とあるのは「警察庁長官」と、同条第四項中「所轄庁の長（長官を除く。）」とあるのは「警察本部長」と、「長官」とあるのは「警察庁長官」と、けん銃規範第二十四条第一項中「別記様式第一号」とあるのは「警察官等特殊銃使用及び取扱い規範別記様式第一号」と、「所轄庁」とあるのは「警視庁又は道府県警察本部」と、けん銃規範第二十五条中「所轄庁の長」とあるのは「警</p>	<p>（特殊銃の保管に関するけん銃規範の準用）</p> <p>第十八条 けん銃規範第十八条第一項及び第三項から第五項まで並びに第二十一条から第二十五条までの規定は、特殊銃の保管について準用する。この場合において、けん銃規範第十八条第一項中「命ぜられた部署」とあるのは「指定所属」と、同条第三項中「前項の規定によりけん銃等の保管を命ぜられたときは、その」とあるのは「指定所属に配備された」と、同条第五項中「警察官から保管を依頼されたけん銃等」とあるのは「特殊銃等」と、けん銃規範第二十三条中「所轄庁のけん銃等の貸与事務担当課」とあるのは「警視庁及び道府県警察本部の装備事務担当課」と、「別記様式第一号」による「けん銃貸与カード」とあるのは「警察庁長官が別に定める様式による「特殊銃使用者指定カード」と、「被貸与者の所属する部署」とあるのは「当該特殊銃の配備された指定所属」と、けん銃規範第二十三条第一項中「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、同条第二項中「所轄庁の長（長官を除く。）」とあるのは「警察本部長」と、「事故けん銃」とあるのは「事故特殊銃」と、「長官」とあるのは「警察庁長官」と、同条第四項中「所轄庁の長（長官を除く。）」とあるのは「警察本部長」と、「長官」とあるのは「</p>

「警察本部長」と、「別記様式第二号」とあるのは「警察官等特殊銃使用及び取扱い規範別記様式第二号」と読み替えるものとする。

「警察庁長官」と、「けん銃規範第二十四条第一項中「別記様式第二号」とあるのは「警察庁長官が別に定める様式」と、「所轄庁」とあるのは「警視庁又は道府県警察本部」と、「けん銃規範第二十五条中「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、「別記様式第三号」とあるのは「警察庁長官が別に定める様式」と読み替えるものとする。

様式第 1 号

試射弾丸及び 試射薬きょう		登 録 票
所属名		
特 殊 銃	名 称	
	型 式	
	口 径	
	銃 身 長	
	番 号	
試射年月日		年 月 日
備 考		

7.0cm

8.0cm

様式第2号

試射弾丸及び薬きょう送付書

平成 年 月 日
科学警察研究所長 殿

警察本部長 印

送付物件	試射弾丸及び試射薬きょう			各1個	試射年月日	年 月 日	
亡失特殊銃	名称	型式	口径	銃身長	番号	亡失 弾薬	発
亡失者	所属						
	官職 氏名 歳						
亡失年月日	平成 年 月 日 午 前後 時 分頃から 月 日 午 前後 時 分頃までの間						
亡失の場所							
亡失の状況							
備考							